

マイナンバー法へ情報管理体制検討

全事業者を対象に罰則強化、安全な運用が必須

秘密分散法コンソーシアム

社会保障・税番号制度としてマイナンバー法が、2016年から施行される。国民各々に「個人番号」(マイナンバー)を付与され、個人番号カードが交付されること。災害発生時の被災者生活支援金支給に関わる事務手続きの円滑化や社会保険や納税など事務処理の効率化が期待される。一方で、対象は全事業者となり、罰則規定も厳しいため、中小企業などでは対応に支障が生じる懸念がある。また、個人が特定されないような情報漏洩対策も必須となる。



細野会長



袖山税理士



牧野弁護士



辻教授

こうした状況を踏まえ、7月24日に秘密分散法コンソーシアム(会長・細野昭雄アイ・オー・データ機器社長)では、大学教授、弁護士、企業担当者など約30人で第一回マイナンバー法勉強会を開催。マイナンバー法で求められる情報管理体制の検討課題などを議論した。

勉強会開催にあたり、細野会長が「色々な御意見、懸念、課題を頂き、解決するにはどうすれば良いのかという提案の多い中、結果的にビジネスの中で活用できる方向性が見えてくればと思います」と挨拶。また、ベネッセの2000万件以上に及ぶ個人情報漏洩に対して、海外な

ら2000億円の規模(欧米の関係法令等による制裁金等)民事上の賠償等を勘案した場合)での対応するべき問題との認識が国内企業には十分認識されていないとの見方を示した。こうした問題を防ぐには「コンピュタのデータの中には生情報はおかない。生情報にするには、企業内ではなく、離れた所にある認証機能を備えた割符を預かる第三者サービスを利用する仕組みと組み合わせる」ことが必要との見解を示した。

その後の勉強会では、最初に袖山喜久造税理士が、マイナンバーを銀行口座などへの登録を義務付ける可能性へ言及。これにより、借名・仮名預金口座が将来的になくなり、脱税資金、マネーロンダリング、振り込み詐欺などへの対策になる点を紹介。

続いて、牧野二郎弁護士からは、企業がマイナンバーを取り扱うことで大きな義務を負うことになるため、しっかり取り組む必要性及びその理由を説明。マイナンバー法の施行にあたり、制度が定着するまでの混乱とともに、マイナンバーの確認方法が厳しくなる状況への懸念を示した。マイナンバー法では、情報提供ネットワークシステムによる安全確保に加えて、万一の不具合発生時の全

体的な安全対策の必要性を挙げた。また、個人情報保護法で定義された個人情報取扱事業者と同様の安全管理措置等が求められるようになるため、中小企業では如何に対処すべきかが問題。個人情報と番号情報で別々の管理体制構築が求められる点への注意喚起も行った。

そして、東海大学情報通信学部辻秀一教授からは、同法対応のシステム具現化への留意事項を提示。分散管理を用いたシステム例を踏まえ、情報提供ネットワークシステム等の連携し活動を推進していく。尚、次回勉強会は10月に開催予定。